

計画素材一覧	既存 施設	新規 整備	都条例 の適用	+α
<b>主要事業-1 駅のバリアフリー化</b>				
<b>【整備方針】</b>	-	-	-	-
・駅施設が誰でも利用しやすいよう、安全性を向上させ、また円滑な移動経路を確保します。	-	-	-	-
①車椅子使用者等が支障なく利用できる券売機に改良	○			○
②内容を視認しやすい（設置高さ・文字・色・照度）案内板等（運賃表、路線図等）に改良	○		○	
③上りホーム又は改札階に、だれでもトイレを設置	○			○
④出入口、通路等の曲り角出隅を改善し、安全性を確保	○			○
⑤東口（東山三丁目方面）に、エレベーター設置による車椅子使用者等の経路確保		○		○
<b>主要事業-2 246号線の横断環境の改善 主要事業-3 環状6号線の横断環境の改善</b>				
<b>【整備方針】</b>	-	-	-	-
・大橋一丁目地区市街地再開発事業にあわせて、246号線の横断環境の改善を行います。	-	-	-	-
・改善にあたっては、バリアフリーネットワーク化、安全性等を考慮します。	-	-	-	-
①国道246号線の歩行者デッキ（立体横断施設）整備				
・既存歩道橋を撤去し、歩行者デッキ（立体横断施設）を整備				
・再開発地区内の施設建築物と連絡し、多様な動線を確保				
・夜間でも十分に安全性が確保できる照度を確保				
・上屋を設置する等、雨天時の安全性、快適性を確保		○		○
・ハンドル形電動車椅子も利用できるEV設置				
・車椅子同士が擦れ違える幅員を確保				
・案内誘導板、サインを要所に設置				
・移動円滑化のために設置する設備（手すり、EVのボタン・ドア、案内誘導板、視覚障害者誘導用ブロック等）のコントラストの明瞭化				
②再開発事業地区へ続く環状6号線支線の横断施設整備				
・既存歩道橋を撤去し、坂勾配を緩和して横断歩道を整備				
・防護柵や植栽帯を設ける等して、安全な横断者滞留スペースを確保		○		○
③食品スーパー前横断歩道の改善				
・分離帯は路面段差を是正等	○			○
④環状6号線本線と支線の交差点横断歩道の改善				
・植栽を移設する等して、横断中間点（大橋一丁目2番地側）の滞留スペースを確保	○			○
・通学路の表示等、安全性を喚起する標識を設置				
⑤バリアフリー対応信号の設置				
・計画図に示した横断歩道に、バリアフリー対応信号（音響、時間延長、待ち時間表示装置等）を設置	○			○
<b>主要事業-4 246号線の歩行環境の改善 主要事業-5 環状6号線の歩行環境の改善</b>				
<b>【整備方針】</b>	-	-	-	-
・大橋一丁目地区市街地再開発事業や首都高速環状新宿線の整備にあわせ、大橋一丁目地区市街地再開発事業で生まれる公開空地と246号線歩道部、環状6号線歩道部を整備します。	-	-	-	-
・整備にあたっては、世田谷区側からの連続性に配慮します。	-	-	-	-
①連続した視覚障害者用誘導用ブロック敷設	○		○	
②バス乗降時の円滑化を確保				
・246号線の再開発地区側にバスベイを設置し、停留所を集約		○		○
・周辺施設の位置、乗換え案内を含めた案内板の設置				
③歩道上の駐輪対策				
・首都高速道路の柱脚と柱脚の間のデッドスペースを活用する等駐輪施設の設置		○		○
・沿道商店街との連携による駐輪施設の利用促進（商店街利用の場合は利用料無料等）				
④歩行環境の快適化				
・バス停留所の上屋・ベンチ等を休憩空間としても活用できるよう整備		○		○
・再開発地区内公開空地にベンチ等を設置				
・夜間・雨天時の照度を確保				
⑤歩行環境の整備				
・246号線・環6支線歩道部と再開発事業地区内の公開通路を一体的に整備				
・246号線の歩道部（大橋二丁目）の勾配・凹凸・段差・切下げ是正、舗装改善				
・環6支線内回り側歩道部の幅員拡幅、勾配・凹凸・段差・切下げ是正、舗装改善	○		○	
・環6本線歩道部を整備				
・歩道と車道の交差点部での安全対策				
<b>主要事業-6 目黒川歩行者空間の整備</b>				
<b>【整備方針】</b>	-	-	-	-
・目黒川と緑の散歩道が一体となった快適な歩行者空間を整備します。	-	-	-	-
①目黒川大橋上流自転車置場の改善	○			○
②沿川道路（大橋～氷川橋間C-9号線）の整備（路面段差と縦断勾配の是正）	○		○	
③桜並木や川面の景観を楽しめるレストコーナー整備				
・沿川側道及び橋にゆったりした歩行空間を確保		○		○
・安全で快適に休憩できるよう配慮したベンチ等を設置				
④緑道（国道246号線～大橋一丁目～環状6号線～青葉台）の経路に誘導・案内施設を設置する等の連続性確保				
・誘導・案内施設は、地区全体で計画的に配置		○		○
<b>主要事業-7 生活道路の歩行空間整備</b>				
<b>【整備方針】</b>	-	-	-	-
・生活道路の位置づけ・幅員等に応じて、歩行空間整備の具体化を図ります。	-	-	-	-
・具体化にあたっては、地域特性や地元意向が反映されるようにします。	-	-	-	-
①主要経路の中でも特に緊急性の高い場所で整備実施	○		○	
②区道整備（C-2号線）等				
・電線類を地中化し、歩行空間を確保		○		○
<b>主要事業-8 駅周辺商店街の歩行環境の改善</b>				
<b>【整備方針】</b>	-	-	-	-
・駅周辺商店街（246号線沿道も含む）を誰もが利用しやすいバリアフリー空間に整備します。	-	-	-	-
①電線類を地中化し、歩行空間を確保		○		○
②路面表示、標識等を見直し、歩行者の安全性を確保	○			○
③商店会と区が協力し、はみ出し看板・商品、違法駐輪対策のルール化		○		○
<b>主要事業-9 駅周辺の放置自転車対策</b>				
<b>【整備方針】</b>	-	-	-	-
・自転車利用者の意識啓発、駐輪場の利用促進、自転車対策のための地域住民による組織づくりの支援など、総合的に対策を講じていきます。	-	-	-	-
・駐輪場整備にあたっては、大橋一丁目地区街づくり整備方針、放置自転車対策基本計画を考慮します。	-	-	-	-
①駐輪場の整備				
・246号線北側の目黒川沿い道路空間を活用した整備				
・再開発地区内の空間等を活用した整備		○		○
・首都高速道路の柱脚と柱脚の間のデッドスペースを活用した駐輪施設の設置（再掲）				
・駐輪場整備にあたっては、バイク置場を併設				
②大橋一丁目地区市街地再開発事業にあわせ放置自転車等禁止区域を見直し	○			○
③放置自転車対策に向けた地域の組織づくりを支援		○		○
④自転車の利用マナー向上のための啓発		○		○
<b>主要事業-10 バリアフリー対応の案内施設の整備</b>				
<b>【整備方針】</b>	-	-	-	-
・駅にバリアフリー施設の位置がわかる総合案内板を整備します。	-	-	-	-
・駅周辺の経路に周遊性を考慮した誘導・案内施設を設置します	-	-	-	-
①ユニバーサルデザインに基づく総合案内板の整備		○		○
②駅周辺経路での誘導・案内施設の設置		○		○
<b>主要事業-11 ユニバーサルデザインを考慮した再開発地区内の整備</b>				
<b>【整備方針】</b>	-	-	-	-
・整備にあたっては、不特定多数の利用がある場所のみならず、不特定の利用、多数の利用がある場所についてもバリアフリー化を前提とした整備を行います。	-	-	-	-
・さらに、ユニバーサルデザインの理念に基づいて、積極的な環境整備を行います。	-	-	-	-
①本計画の整備方針を反映した施設設計の実施		○		○
②地区内に設置するバリアフリー対応案内施設と連携した誘導案内板の設置		○		○